

寿都町・神恵内村における文献調査報告書の説明会（岩内町開催分）  
開催結果

1. 日 時：2024年12月21日（土）14時00分～16時37分
2. 場 所：岩内地方文化センター（岩内町字万代51-7）
3. 配布資料：①説明資料（文献調査の結果報告 説明資料）  
②説明資料別紙  
③よくわかる文献調査結果（寿都町・神恵内村版）  
④結果概要マップ
4. 参加者数：59人
5. 当日の概要：
  - (1) 主催者あいさつ
  - (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
  - (3) 文献調査報告書の内容についての説明
    - 1部：事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
    - 2部：寿都町および神恵内村における文献調査の結果
    - 3部：今後の法定プロセスと概要調査について
  - (4) 質疑応答
  - (5) 国からの回答
6. 議事概要：
  - (1) 主催者あいさつ

原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、坂本と申します。

本日は、お忙しい中、「寿都町ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここ北海道寿都町と神恵内村におきまして、4年にわたりまして文献調査をさせていただいてまいりました。

この間、寿都町と神恵内村の皆さまをはじめ、北海道の皆さまには特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

この文献調査、日本で初めての調査ということもあり、当初の予定より大幅に時間がかかりまして、皆さまには大変ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思えます。

そういった中、調査の結果を文献調査報告書として取りまとめることができまして、11月22日に、寿都町長、神恵内村長、北海道知事に、それぞれ提出をさせていただきました。

そして、本日、皆さまにその内容をご報告できますこと、あらためまして感謝をいたしている次第でございます。

国民の皆さまには、私どもの事業について、様々なご意見や思い、お考えがありますこと、私どもといたしましては、十二分に承知をいたしているところでございます。

また、これまで、北海道の皆さまからも、文献調査を通じて、私どもの事業等について、様々なご意見や、お考えをお聞かせいただいております。

このため、この報告書の内容につきまして、北海道の皆さまはもちろんのこと、広く国民の皆さまに丁寧に周知をさせていただき、真摯にしっかりとご意見を伺う所存でございます。

11月22日より、道内の各地において報告書を縦覧させていただいております。

また、私どもNUMOのホームページでも、報告書を公開させていただいております。

本日の説明をお聞きいただきますと、また、縦覧等で報告書の内容を見ていただきますと、

あらためて、疑問に思われることや、ご心配をされることが出てくるかと思えます。

また、様々なお考えや、思い等を持たれるかと思えますので、ぜひとも、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日の説明会でございますが、報告書自体、非常にボリュームがあり、また専門用語が多いため、少しでも解りやすくかみ砕いて説明をさせていただきます。

少し長い時間となりますが、お聞きいただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

(2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[別紙](#)」を参照

(3) 文献調査報告書の内容についての説明

< 1部：地層処分と文献調査の概要について >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」4～22スライドを参照

< 2部：寿都町・神恵内村における文献調査の結果 >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」23～70スライドを参照

< 3部：今後の法定プロセス・概要調査について >

NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「[共通版](#)」71～76スライドを参照

(4) 質疑応答

① NUMO事業関連

Q：知事、市町村長の意見を十分尊重するとあるが、この法律的な根拠は何か。

A：・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を最終処分法と縮めて呼んでいます。この法律の第2条では、ガラス固化体とTRU廃棄物のことを特定放射性廃棄物と呼んでおり、その最終処分に関する計画を最終処分計画と呼んでいます。これを定めて公表しなければならないと、この法律の第4条で定めているのですが、その同じ条の第4条の第2項で、最終処分計画で定める事項が列挙されており、その第3項で概要調査地区等の選定及び最終処分施設の設置に関する事項を挙げており、そしてその同条の第5項で経済産業大臣は、第2項第3号に掲げる概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重しなければならないと法律で明記されております。

Q：全国で最終的に1箇所しか対象とはならないなら、もっと多くの自治体が調査を行ってもよいと思うが、手挙げする自治体が少ないのはどのような理由が考えられているのか。核の最終処分場の必要性について、国民の理解度が低過ぎると思うが、問題の深刻さを理解してもらえようような努力をしているのか。最終処分場候補地に自治体が手を挙げるのを待っていたのでは動きが遅過ぎるのではないかと思うが、日本全国の中で最終処分場に、より適している土地を探し出し、国が積極的に働きかけるなど、今までと違った候補地選定の手法はないのか。

A：・文献調査を受け入れていただける自治体がまだ全国で3地点しかないということに関しましては、第一義的には地層処分事業の事業主体であるNUMOの取り組みが十分ではないことによると考えています。このため、文献調査を受け入れていただける自治体が全国でより多く現れるように、取り組みを強化していかねばならないと考えています。一方で、国においても国としての取り組みを強化する必要があるとして、昨年2023年6月の原子力基本法の改正の際に、第2条の3、原子力利用に関する基本的施策という条を新設し、そこで国のとるべき基本的施策として5項目列挙し、その中に最終処分に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方

公共団体その他の関係者に対する主体的な働きかけなどが第5項として明記されました。このようなことも踏まえながら、NUMOとして、引き続き、国や電気事業者のご協力いただきながら、文献調査、受け入れ地点の拡大に取り組んでまいります。

Q：会場での質問は何を皆さんが質問しているのかわからない。質問している内容をホームページに掲載するのはいつか。速やかにホームページに掲載してほしい。説明を聞きながら質問を出すのは、説明を聞くことができない。1問1答形式の説明会が必要。変更してほしい。説明を目で追うだけで、その説明内容を理解する時間が作られてない。一方的な話を聞くだけで問題がある。

A：・質問している内容とその回答をホームページに掲載するのがいつなのかというご質問ですが、こちらにつきましては、なるべく早いタイミングで、NUMOのホームページで掲載できるように努力していきたいと考えています。

Q：色々話しているが、文献調査で明らかにならないものは、概要調査に進んで確認するという説明は、文献調査で明らかにならないものを、反対する住民の声を無視して概要調査に進むための調査であったのではないか。

A：・文献調査段階での評価の考え方が昨年11月に国の審議会で取りまとめられました。この取りまとめに当たっては、パブリックコメント等をして、国民の皆様のご意見をお伺いしながらまとめられました。NUMOとしましては、国の審議会で取りまとめられた文献調査段階の評価の考え方、これに基づいて適正に評価をし、報告書を取りまとめさせていただきました。

Q：高レベル放射性廃棄物の地層処分を決定したのはいつごろか。

A：・1999年に、核燃料サイクル開発機構が技術報告書をまとめて、その中で日本においても地層処分が実現可能であるということが示され、その翌年の2000年に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が国会で成立しましたので、高レベル放射性廃棄物の最終処分は地層処分をするということについては、2000年に決まったということになります。

Q：全国のゴミが処理されるのか。

A：・日本全国の原子力発電所の運転に伴い発生した高レベル放射性廃棄物が、NUMOの地層処分の対象です。

## ②NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q：ガラス固化体の放射能は時間とともに減少するとの説明があったかと思う。放射能の危険レベルは何ベクレルで、危険レベル以下になるには何年かかる見込みなのか。

A：・資料の8ページ（説明資料「ガラス固化体の放射能」）をご覧ください。このページの右上にはガラス固化体1本とその絵が示されています。ガラスが入っている外側の金属製の容器は「キャニスター」と呼ばれており、厚さは5ミリから6ミリほどのステンレス製です。製造直後、キャニスターの表面では1時間あたり1500シーベルトの放射線が出ており、この放射線は非常に高いものです。製造直後のガラス内部の放射能は約2万テラベクレル、すなわち $2 \times 10^{16}$ ベクレルであり、非常に高い値です。この状態から、時間とともに放射線量は減少していきます。50年後には、表面放射線はおおよそ150から160シーベルトに減少し、1000年後には放射線量は3000分の1程度まで低下します。数万年後には、ガラス固化体1本分に相当する原子燃料の製造に必要な天然ウラン鉱石の放射能と同じレベルにまで減少します。また、放射線が危険なレベルに達するベクレルについての質問に関しては、ベクレルよりも外部に出る放射線のシーベルトの強さが人体への影響に大きく関わります。国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告によれば、放射線量が7シーベルトに達すると、100%の確率で死亡する

危険性があります。製造直後、キャニスターの表面では1時間あたり1500シーベルトの放射線が放出されていますが、もし人がその表面に接触した場合、約20秒で致死線量に達することになります。しかし、ベクレルが減少するにつれて、放射線強度も減少しますので、最初の段階が非常に高いレベルであるということです。

Q：ガラス固化体の貯蔵施設は計画中か、稼働中か。

A：・日本原燃は現在も廃棄物管理事業を行っており、高レベル放射性廃棄物貯蔵センターを運営しています。このセンターは現在稼働中で、ガラス固化体の貯蔵容量は2880本です。貯蔵されているガラス固化体は、これまでフランスやイギリスに委託して使用済み燃料の再処理を行い、その結果として持ち帰った高レベル放射性廃棄物のガラス固化体1830本が保管されています。また、原燃でも試験的に再処理を行っており、その結果として約350本が保管されています。これらの再処理されたガラス固化体は、貯蔵センターではなく別の場所に保管されています。さらに、日本原子力研究開発機構（JAEA）にも約350本が保管されています。このように、現在までに廃棄物管理事業が実施されており、貯蔵センターには海外から持ち帰ったガラス固化体1830本、試験的に再処理を行った350本、その他の場所の350本、合計約2500本が保管されている状況です。

Q：第四紀未固結堆積物とは具体的に説明してほしい。それから、第四紀の未固結堆積物の調査文献が少ないのはなぜか。

A：・スライドの39ページ（説明資料共通版 未固結堆積物 何を確認し評価するのか）をご覧ください。地表では、砂や火山灰など、固まっていない堆積物が普通に見られます。こういったものが「未固結堆積物」です。第四紀は地質学上最も若い時代でおおよそ260万年前以降を指します。300メートルより深い場所に砂や礫質土などの未固結堆積物が存在するとトンネル掘削が難しくなるため、それを避けるための基準が設けられています。これらの文献が少ない理由として、300メートルより深い場所の調査が頻繁に行われるわけではないことが挙げられます。温泉ボーリングは存在しますが、岩盤の硬さを調べることはそれほど多くは行われていません。さらに、深い場所では通常は堆積物が硬くなっているため、そのような深い場所における未固結堆積物に関する文献は少ないという状況です。

Q：地下300メートル以深に約1万9千トンの負荷を与えて、地層に影響はないのか。

A・スライドの14ページ（最終処分場の施設とは）をご覧ください。右側には地下施設のイメージが示されています。この白い線がそれぞれのトンネルを表しており、その上に300メートル以上の岩盤が載っています。トンネルを掘る前は、300メートル分の岩盤の重さがかかっていたこととなります。このため、単位面積あたり、1平方メートルに数百トンの重さがかかっていたこととなります。ご質問の1万9千トンについてですが、これはTRU全体で1万9千立方メートルを指していると思いますので、単位面積で考えると、トンネル内に積み上げる高さはせいぜい10メートル程度であり、その場合、1平方メートルあたりの重さは数十トンになります。もともと数百トンの荷重がかかっていた岩盤に対して、数十トンの荷重では十分耐えられる強度を持つこととなります。この点については、岩盤の強度に関する力学的な観点から、十分に耐えられると考えています。

（後日補記：当日はトンネルを埋め戻す前についてのみの回答でした。埋め戻した後について補足します。TRU廃棄物が埋設するまでその場所にあった岩盤と置き変わるようになります。TRU廃棄物の単位体積当たりの重量は岩盤と大きな違いはありませんので、周辺の岩盤への荷重の影響は小さいと考えられます。）

Q：北海道における特定放射性廃棄物に関する条例の中にある、現時点ではという解釈はどうなっているのか。約四半世紀経過したが、試験研究はどのぐらい進んでいるのか。

A : ・日本で地層処分を進めるための技術基盤は、1976年以降の研究によって整備されてきています。1999年に当時の核燃料サイクル開発機構（現在のJAEA）によって取りまとめられた技術報告書では、日本において地層処分に適した地質環境が長期的に確保できる場所が広く存在すると示しています。その後、2011年の東日本大震災後に開催された国の審議会でも、地層処分に好ましい特性を持つ長期的に安定した地質環境が日本国内で確保できる見通しが改めて確認されました（2014年のことです）。また、NUMOに関連する事項として、経済協力開発機構（OECD）原子力機関（NEA）は、安全な地層処分の実現に向けた技術や科学的知見を示すためにNUMOが取りまとめた包括的技術報告書を評価し、日本の地質学的背景を考慮した上で、その実現可能性が実証されていると確認しています。これが2023年の評価です。これらの経緯から、地層処分に必要な基盤技術は着実に確立されてきていると考えています。ただし、引き続き地層処分技術の信頼性に関しては、国民の理解を得るために、安全性・信頼性の向上に努める必要があり、NUMOの努力と対応が不可欠であると考えています。

Q : 新聞で知るところでは、北海道の大学の専門家による異論を発言、指摘をされている。福島原発での大事故直後、放射能の含まれた水が大量に流出しているとのことだ。海へ流出しているとのことだ。想定外のこと、処分地が本当に大丈夫なのか、住民として大変心配をしている。特に寿都、神恵内の沖合が処分候補の調査になっているということで、ウニ、アワビ、魚に対する放射能の悪影響を心配すると、万一処分地とされた場合には、そういった辺りを非常に心配している。

A : ・私たちは、原子力発電所の安全評価と同じように、最終処分場においても安全評価を実施する際、最も厳しい条件を仮定しても放射能の影響がどの程度に収まるかを研究しています。例えば、4万本の廃棄物を埋設した場合、閉鎖後1000年経過した時点で、厚さ20センチの金属製のオーバーパックが一斉に閉じ込め機能を失うと仮定し、地下水の流れを10倍程度早いと仮定して、放射能がどのように移行するかを評価します。それでも、放射能の影響は国際的な基準である年間300マイクロシーベルトを大きく下回ると考えています。また、NUMOの包括的技術報告書では、処分場の閉鎖後、さらに長期の期間を想定し、発生する可能性が極めて小さい自然事象、例えば新たな火山が発生して処分場をマグマが直撃するような事態に関しても評価を行っています。こうした最悪の事象を考慮しても、年間300マイクロシーベルトパーアワーの目安線量を下回る結果となります。このように、長期的な安全性に関しても評価を実施し、その結果をもとに安全性を確認しています。

Q : 空中からの探査について、ヘリコプターを使って行うことはわかるが、具体的にどのように行うのか、何を調べるのか。

A : ・飛行機による地形調査は、レーザー光線を使用して詳細に地形を調べる方法です。電磁探査は、電場や磁場を発生させ、その応答を調べることで地下の岩盤の状況を把握します。この方法は比較的大局的で広範囲にわたり、地下の岩盤の状態を大まかに調査するものです。

Q : 地下水については穏やかであろうと水質のpHがどうであれ、地下水があるだけで危険ではないか。

A : ・日本をはじめ、諸外国でも地下水の存在が前提となり、地層処分事業においてはその安全性が確保されるかどうかを確認しながら調査が進められています。スライドの10ページ（説明資料 何故地下深くに埋めるのか。）に示された釘の絵にもあるように、地下の浅い場所においては地中の酸素が多く、錆びやすかったり物質が変化しやすいという特性があります。水が空気に近い場合、その水中の物質は溶けやすいという特徴もあります。一方で、深い場所の水は酸素が少ないため、物質が溶けにくいという利点があります。

Q：日本では長年にわたり、地層処分の研究を行っている。全国で2箇所ありそのうち1箇所は幌延である。その日本での研究により、どのようなことがわかってきたのか。深さや土質のちがいによる地層処分の適地判断など研究によりわかってきた日本特有の内容はあるのか。

A：・日本の代表的な種類の岩盤として幌延では泥岩のような堆積岩、瑞浪では花崗岩という結晶質岩という具体的な岩盤、さらに300メートルより深い所について実際に調べてみるということ、それから、段階的な文献、概要、精密の調査で、概要では地上から、精密では地下にトンネルを掘ってという調査のやり方がどうかということを具体的な場所を使って調べたということになります。

- ・最終処分法が制定されて事業を始める際に知見は整理されていましたが、それについて地下研究所を設けて信頼性が上がってきたということです。
- ・日本特有の内容としては、深い所の岩盤の強度などはトンネル工事などでこれまで調べられていましたが、地層処分特有の、物質が岩盤内でどのように動くかに関してはあまり研究、調査が行われていませんでした。そのようなことが、具体的な岩盤で分かってきたことが大きなことだと思います。

Q：ガラス固化体の製造過程での品質管理についてと、粗悪品による漏れの危険性を防ぐための製造品質管理はどのようなことを行っているのか。

A：・ガラス固化体の製造は日本原燃が担当していますが、その品質マネジメントについては原子力学会で検討され、報告書が平成23年3月に発行されました。この報告書のタイトルは「地層処分対象放射性廃棄物の品質マネジメント」であり、ここではガラス固化体の特性に応じた品質マネジメントの考え方が示されています。報告書には、ガラス固化体製造時の品質マネジメントにおいて基本的に満たすべき4つの項目が記載されています。まず、製造の手順書がきちんと定められ、それに従って製造が行われていること。次に、その手順書が技術的に妥当であること。さらに、手順書に従って製造が行われるための組織としての守るべき活動と、これらの活動が機能していることが求められています。また、製造時に逸脱した製品が発生した場合、それを検出し、評価を行い、必要に応じて適切な処置を講じる仕組みが整備され、それが機能していることが必要です。これらの項目が適切に満たされることにより、品質が確保されると原子力学会で論じられて報告書が出されています。将来的に日本原燃がガラス固化体を製造する際には、これらの仕組みが適切に機能していることを監査等で確認し、進めていくと考えています。

Q：地上の建物への様々な影響は考慮しないのか。

A：・環境影響評価については、事業主が行うもので、例えば鉄道や発電所など、環境影響評価の対象となる事業は13の事業主が定められていますが、現時点では最終処分事業はその対象には含まれていません。しかし、環境への影響を最小限に抑えるための開発は基本的な方針として重要だと考えています。概要調査が進む場合、次の段階は精密調査となり、資料の16ページに示されたように、数100メートルの深さでボーリング調査が行われます。さらに進むと、精密調査の一環として、地下300メートル程度の場所に施設を設置し、直接的に調査や研究を行うことになります。この段階では、大規模な開発行為が行われるため、精密調査以降については自主的な環境影響評価を実施することを想定しています。

### ③文献調査報告書の内容関連

Q：引用した文献の詳細リストを説明すべきと思う。数ではなくて、評価に何を引用したのか。

A：・限られた時間内での説明となるため、すべての文献を紹介することはできませんが、報告書には994件および840件の文献についての内訳が詳細に記載されています。簡単にご紹介しますと、具体的には、研究機関が公表している地質図や報告書、地温など

のデータが含まれています。これらのデータを収集し、さらに研究者による論文も毎年多数発表されており、その内容も確認しています。また、北海道電力の調査結果も確認し、それを基に報告書を作成しました。

Q：磯谷溶岩について、北海道教育大学の岡村名誉教授の調査で年代測定値が得られた。その結果をなぜ文献調査で反映しないのか。文献調査すらしていないのはどうしてか。

A：・岡村教授が年代測定値を発表されたのは、10月16日の火山学会でのことでした。報告書を取りまとめている段階では、磯谷溶岩に関する情報はほとんどなく、ただし、第四紀の可能性があるかもしれないという認識のもと、留意しながら取りまとめを行っていました。文献調査では、誰でも収集可能な文献データを基に進めており、岡村教授が発表した内容については口頭での発表であり、書面として残されていないため、詳細な情報を確認することができませんでした。どの溶岩で年代測定が行われたかについても確認したいところですが、現段階ではその詳細を確認することができていません。このため、現地調査に進む際には、同様に調査を行い、危険な個所があれば適切に除外する方針で進めていきます。

Q：マグマが確認できている地点で、マグマの中にガラス固化体を放り込んで処分できないのか。

A：・ガラス固化体がマグマの中で完全に溶けてなくなるかは不確かであり、もし溶けたとしても、放射性物質がそのままマグマの中に残っている場合、それが溶岩と一緒に噴出し、周囲に放射線の影響を及ぼす可能性があります。このような危険を避けるため、できる限り火山から離れた場所で処分を行うことが望ましいと考えています。

Q：なぜニセコ雷電火山群から15キロメートル離れたのか、その根拠を教えてください。

A：・火山の活動は必ずしも同じ場所で継続するわけではなく、岩脈というマグマが通った跡が横に広がることもあります。このように、火山は分岐して活動することが多く、どの程度離れた場所までマグマが到達するのかについて、全国の火山を対象に統計を取った結果、マグマの通り道はおおよそ15キロメートル以内に収まることが確認されました。このため、15キロメートルという数値が採用されています。

#### ④国の政策関連

・本日はお足元の悪い中、本説明会にご参加いただきありがとうございます。また、文献調査を受け入れてくださった寿都町、神恵内村の皆様、そしてこの問題に関心を持っていた皆様へ改めて御礼を申し上げます。

Q：原子力エネルギーへの依存はやめるべきではないか、これ以上廃棄物を生み出さないでほしい。加えて、核燃料サイクル、こちらも破綻している。失敗続きではないか。

A：・原子力の活用についてですが、ロシアによるウクライナ侵略や緊迫する中東情勢を受けて、エネルギー安全保障への対応が非常に重要な課題となっています。さらに、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーションが進展し、特にデジタル化においては、AIの活用やデータセンターの計算資源への期待が高まる中、電力需要の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、脱炭素電源の確保が求められており、再生可能エネルギーだけでなく原子力も重要な役割を果たすことが必要だと考えております。再生可能エネルギーと原子力のどちらか一方ではなく、両者を最大限に活用することが重要であり、これが国全体の経済成長に繋がると考えています。原子力の再稼働に関しては、高い独立性を持つ原子力規制庁による安全審査を受け、クリアされたものを再稼働させるという原則に基づいて進められています。この方針は変更されていません。また、核燃料サイクルについても触れます。原子力発電所からは使用済み燃料が出ますが、これについては、高レベル放射性廃棄物の減容化、すなわちボリュウムを

減らすことや有害度の低減、さらにはウランやプルトニウムの再利用といった観点から、核燃料サイクルの推進が日本の基本方針となっています。六ヶ所再処理工場については、遅延が続いているとの厳しい指摘を受けておりますが、日本原燃と連携し、2026年度中の竣工を目指して、実効性のある進捗管理を徹底し、目標達成に向けて強力に指導していく所存です。

Q：国主導で全国を対象に、概要調査をしていかないと場所が決まらないのではないかと。科学的根拠を持って、国が決めて、その地域の方々としっかり議論して決めていくべきではないか。

A：・最終処分事業は非常に長期間にわたるものであり、地域の皆様のご理解を得ることなくしては進めることができないと考えております。そのため、全国の皆様の理解を得るために、文献調査地域の拡大を進めてきました。特に、2017年には「科学的特性マップ」を公表し、日本地図を色分けする形で、好ましい地域（グリーン）や好ましくない地域（オレンジ）を示しました。これにより、地域の皆様にご理解いただくための参考資料を提供しています。また、より積極的に理解活動を進めるため、資源エネルギー庁としても、全国の自治体を個別に訪問する「全国行脚」を実施しています。この活動は、2023年7月から開始し、2024年8月末までに130以上の市町村を訪問しました。さらに、関心の有無にかかわらず、全国説明会を開催し、理解活動の一環としてこれまで約190回、200回に達しようとしております。まだまだ十分でないのご指摘があることは承知しておりますが、引き続き国としてしっかりと理解活動を進め、地域の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

Q：文献調査と概要調査をセットでやるべきではないかと、こういった法的プロセスの見直しをしっかりと考えた方が良い。

A：・最終処分法は2000年に制定され、文献調査、概要調査、精密調査の3つのステップで進められています。現在のところ、この法案を改正する予定はありませんが、先ほど申し上げた通り、国も積極的に理解活動を進めてきており、まずは地道に取り組むことが重要だと考えています。現在、北海道の寿都町、神恵内村、また佐賀県の玄海町においては、文献調査を受け入れていただいております。これらの3地点について地域の皆さまの理解を得ながら、着実に前進していくことがまず重要だと考えております。

Q：札幌で文献調査地域を探すのはやめるべきではないか。なぜ隣接、隣々接である共和町、岩内町にも交付しているのか。

A：・交付金については、地域住民の皆様との共生関係をしっかりと築き、地域活性化にも寄与する事業であることが求められていると考えています。そのため、文献調査を受け入れてくださった地域の皆さまに対して、最終処分地の調査を受け入れていただいたという重要な役割を踏まえた交付金制度が設けられています。加えて、交付金だけでなく、地元での対話の場を設けて、地域の理解活動にもしっかりと取り組んでいくことが重要だと考えています。隣接する地域においても生活圏や経済圏が重なる部分があるため、制度上、交付が可能となっています。

Q：当該自治体だけでなく近隣自治体の意見も反映すべきではないか。人口が少ない自治体において取り組みを進めるのはやめるべきではないか。

A：・現行制度では、隣接地域や隣々接地域の首長の意見聴取は義務付けられていませんが、本日このような形で説明会を開催している通り、隣接地域や隣々接地域においてもしっかりと説明会を実施しています。また、3月5日まで実施している意見募集では、どなたでも意見をお寄せいただけますので、その意見を真摯に受け止め、隣接地域や隣々接地域の方々のご理解も得ながら進めていきたいと考えています。人口規模についても、少ない人口の地域においても、この長期にわたる事業に対してしっかりと顔を見合わせた



距離でコミュニケーションを取り、理解を深めていくことが重要だと考えております。  
手が届いていない部分もあるかもしれませんが、NUMOと国が一丸となって取り組んでまいります。

以 上

## 7 会場でいただいた質問票について

### (1) いただいた質問票とその内容

① NUMO事業関連
Q 1: P 16 知事、市町村長の意見を十分に尊重するとあるが、法律的根拠は何か
A 1: 【その意に反して先に進むことはありません。】 ・最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。
Q 2: 会場での質問は何を皆さんが質問しているのか分かりません。質問している内容をHPに掲載は何時するのですか？説明を聞きながら質問を出すのは、説明を聞くことができません。1問1答形式の説明会が必要です。変更してください。説明を目で追うだけでその説明内容を理解する時間がつくられていない。一方的な話を聞くだけで問題あり
A 2: ・説明会にご出席いただいた皆さまからのご質問に対し、限られた時間の中でできる限り多くのご質問に丁寧に回答させていただきたいことから、事前に質問票への記載をお願いしています。ご理解くださいますよう、よろしくお願いたします。 ・説明会内でいただいたご質問について、当日可能な限りお答えをしましたが、お答えできなかった分もあるため、可能な限り早く全数をNUMOのホームページに回答を掲載いたします。なお、3月16日に「文献調査報告書の概要説明と質疑の場」を開催し、そこでは口頭による質問にもお答えさせていただきます。
Q 3: 色々話してくれてますが、文献調査で明らかにならないものは概要調査に進んで確認するとの説明は、文献調査で明らかにならないものを反対する住民の声を無視して概要調査に進むための調査であったのではないのか
A 3: 【文献調査では、避けるべき基準に該当するものがあるかどうか、という基準で調査を実施しており、概要調査に入ることありきで実施したものではありません。】 ・文献調査では、「文献調査段階の評価の考え方」に基づき、避けるべき基準に該当するものがあるかという基準で調査を実施しており、概要調査に入ることありきで実施したものではありません。 ・特に活断層や火山などの広域的な現象については、避けるべき基準に該当するかどうかを十分に評価するには、地形調査、ボーリング調査、物理探査などの結果を組み合わせることが必要ですが、多くの文献・データでは地形調査などにとどまっており、文献が十分でなく評価できなかった場所がどうしても多くなります。 ・なお、文献に基づき、避けるべき基準に明らかに該当する場所、該当する可能性が高い場所を主に評価し、十分な文献が無く評価できなかった場所は、概要調査で特に確認する事項としてあらためて確認することとしました。 ・また、最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。
Q 4: 1. 高レベル放射性廃棄物を地層処分を決定したのはいつ頃ですか。2. 沖の鳥島は気象庁、海上自衛隊、国土交通省政府職員約 25 名が常駐となっていますが、この方達が常駐したのはいつ頃ですか。3. この地域は数万年以上 1cm も地殻変動が起きていないと聞いておりますが本当ですか。4. NUMOはなぜ、人が居住している所を選んで、寿都町・神恵内村に作るようとしてい

るんですか

A 4:【地層処分以外にもさまざまな方法が検討されてきましたが、現時点では、地層処分が将来世代に負担をかけない方法として最も有望であると国際的に認識されています。】

- ・高レベル放射性廃棄物を最終的に処分する方法については、地層処分以外にも、さまざまな方法が国際機関や世界各国で検討されてきました。
- ・原子力発電が各国で利用されはじめた当初、1950年代から1960年代にかけては、海洋投棄が検討されましたが、海洋汚染を防止するためのロンドン条約(1972)が制定され禁止されました。また、南極の氷の下に処分する氷床処分も南極条約(1960)によって禁止されました。さらに宇宙処分については、仮に打ち上げ失敗となった場合に広範囲に放射性物質が拡散する等の問題が、また地上保管は人間による管理が長期間継続できる保証がなく将来世代に負担をかける等の問題が指摘されています。
- ・廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、i) 長期にわたる制度的管理(人的管理)に依らない最終処分を可能な限り目指す、ii) その方法としては地層処分が現時点では最も有望である、との国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められています。
- ・我が国においても、日本原子力研究開発機構によって1999年にとりまとめられた技術報告書の中でも、日本において、地層処分に好ましい地質環境が長期的に確保できる場所が広く存在していると考えられることが示されました。その後、2011年の東日本大震災後に開催された国の審議会においても、地層処分に好ましい特性を持つ、長期的に安定した地質環境を日本国内でも確保できる見通しがあることが、改めて確認されています。NUMOは、今後も蓄積される科学的な知見や技術開発成果を踏まえて、地層処分を安全に実施できることを繰り返し確認していきます。
- ・また、2020年10月に北海道寿都町から文献調査への応募をいただき、また、北海道神恵内村には国からの文献調査の申し入れを受諾いただき、NUMOは、同年11月より両自治体で文献調査を行っています。
- ・なお、調査を実施していない個別地域につきましては回答を控えさせていただきます。

Q 5:

全国のゴミが処理されるのか?

A 5:【高レベル放射性廃棄物の最終処分場は、ガラス固化体を4万本以上処分出来る施設を、全国で1か所建設することを想定しています。】

- ・現行計画では、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は、ガラス固化体を4万本以上処分出来る施設を、全国で1か所建設することを想定しています。現在、ガラス固化体約2,500本と使用済燃料約20,000トンが既に存在しています。この使用済燃料をすべて再処理すると、今あるガラス固化体と合わせ、約27,000本相当のガラス固化体が存在していることとなります。
- ・将来の原子力発電所の稼働見込については不透明な面もありますが、100万kW級の原子力発電所を1年間稼働した場合、約20~30本のガラス固化体が発生することとなります。現在、14基の原子力発電所が稼働しているため、年間約300本のガラス固化体が発生していることとなります。したがって、4万本に達するまでは、将来の原子力発電所の稼働数にもよりますが、数十年はかかると考えています。その上で、今後、段階的な調査を経て、処分地が決定し、施設の設計を行うこととなった時点で、決定した処分地の地質環境や見込まれる廃棄物の量に応じて具体的な規模を検討していくこととなります。

Q 6:

説明会が寿都町・神恵内村及び振興局所在自治体となっているが、岩内町・泊村・共和町で開催する理由はなにか。

A 6:【具体的な開催箇所につきましては、北海道知事からのご要請も踏まえ決定させていただきました】

- ・文献調査報告書の説明会については、令和5年12月28日付の北海道知事からのご要請も踏まえ、道内の全ての総合振興局および振興局所在自治体、また道内で開催希望をいただいた自

<p>治体にて開催させていただきました。</p>
<p>Q 7 :</p> <p>NUMOの運営資金の出所は ・北電からの拠出金の累計額は ・これまで電気事業者からの累計拠出額は ・全て電気事業者からの拠出金でまかなっているのか？</p>
<p>A 7 :【地層処分にかかる費用は「拠出金」という形で各電力会社からいただいています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分費用は、ガラス固化体とTRU廃棄物の処分費の合計で、約4.5兆円と算定されており、電力会社等からの拠出金により賄われており、その原資としては皆様の電気料金からいただいています。</li> <li>・概要調査の費用については、具体的な調査を実施する場所や調査の内容について検討中であるとともに、今後入札等により調達を行う可能性があることから、費用の見通しについての公表は差し控えさせていただきます。</li> <li>・なお、拠出金額の合計額は公表しておりますが、個別の電力会社の拠出金額は相手の有ることなのでNUMOからの公表は控えさせていただきます。】</li> </ul>
<p>Q 8 :</p> <p>高レベル放射性廃棄物最終処分場選定において、寿都町・神恵内村が水先案内としての使命は、文献調査に関する交付金20億が交付されて終わったのではないかと。つまり、文献調査のみで20億円の交付が受けられるという実績となり、新たに（国が本命とする）自治体が手を挙げやすくなった。その為にも、寿都町・神恵内から撤退すべきである。</p>
<p>A 8 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文献調査では、寿都町は、文献調査対象地区内に「避ける場所」はなかったため、文献調査対象地区全体を「概要調査地区」の候補としています。また、神恵内村では文献調査対象地区内に「避ける場所」があったため、文献調査対象地区のうち、積丹岳から15km以内を除いた範囲（境界は明確でない）を概要調査地区の候補としており、NUMOとしては両町村について概要調査に進ませてもらいたいと考えています。</li> </ul>
<p>Q 9 :</p> <p>人口が減少して人がいなくなった場合どうするのか？</p>
<p>A 9 :【地層処分は長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない方法です。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地層処分は、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない方法として、地下深くの安定的な地層に廃棄物を埋設処分することで、人間の生活環境から隔離し、人間の生活環境への影響を及ぼさないようにする（十分におさえる）ことを目指すものです。したがって、人の手による能動的な管理を継続的に行うことは想定していません。いずれにせよ、原子力規制委員会が今後策定する安全規制を遵守していくこととなりますが、埋め戻し（閉鎖）までの間は常にモニタリングを行い、問題がないか監視するとともに、埋め戻し後の取り扱いについても、地域の皆様に安心いただけるよう、地域の方々と相談しながら対応を進めてまいります。</li> </ul>
<p>Q 10 :</p> <p>1. 沖の鳥島は人が居住していない最適の場所かと思いますがなぜ補助金を出して迄、国民を2分する様な仲たがいさせる様な事を平気でやれる理由はどこに有るんですか。 2. この状況をNUMOの理事長はご存地でしょうか。 3. 分かっているつき進むのには何か理由が有るのでしょうか。</p>
<p>A 10 :【引き続き丁寧な対話活動や、正しい情報発信に取り組めます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の皆さまに、ご不安やご懸念の声があることも十分承知しており、こうした声のひとつひとつお答えしながら、一層の対話活動を進めて参りたいと考えています。</li> <li>・また、処分場の建設までは文献調査、概要調査、精密調査を段階的に実施しますが、その調査期間内に放射性廃棄物を持ち込むことは一切ありません。こうした中でも、事実と異なる風評が起りえる場合には、正しい情報に関する一層の国民理解や情報提供に取り組む所存です。</li> </ul>
<p>Q 11 :</p> <p>文献調査を行う事を認める町村が、次々と沢山出てきた場合にはどうするのか？それぞれ文献調査に何年もかかるそうですが、概要調査に進む地区を決めるタイミングはいつなのか？他の地</p>

<p>区が文献調査中でも決めるのか？後からさらなる適地が出てくることも考えられないか？</p> <p>A 1 1 :【以下の法定プロセスに順じて進展していきます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分法に基づき文献調査、概要調査、精密調査の3段階の調査を実施した上で、処分地を選定します。</li> <li>北海道寿都町、神恵内村での文献調査については、2024年11月22日に北海道庁、寿都町、神恵内村に文献調査報告書を提出し、縦覧を開始しました。先般、法定の理解プロセスを延長し、縦覧期間は4月4日まで、意見募集期限は4月18日としました。</li> <li>この期間に頂いたご意見は、その意見に対するNUMOの見解と合わせて、後日、北海道知事、寿都町長、神恵内村長へお届けします。その後、概要調査へ進ませていただくかどうか、国から北海道知事、寿都町長、神恵内村長に対して、意見聴取を行います。</li> </ul>
<p>Q 1 2 :</p> <p>文献調査→概要調査 知事が反対、町・村長は賛成、どうなる？</p> <p>道知事のご意見を十分尊重となれば概要調査に進まないということか。</p> <p>A 1 2 :【経済産業大臣より「その意に反して先へ進むことはない」と説明しています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、経済産業大臣より「その意に反して先へ進むことはない」と説明させていただいています。</li> </ul>
<p>②NUMO事業関連のうち技術的なもの</p> <p>Q 1 :</p> <p>地下深度300mはなぜ？200m or 300mではだめ？</p> <p>A 1 :【諸外国における深度に関する検討状況等を考慮し、地下300mが最小限必要な深さとして最終処分法で規定されています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>処分深度については、地層処分に係る研究開発成果をとりまとめた「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性」（1999年、核燃料サイクル開発機構）において、モデルケースとして地下500mや1000mでの処分した場合の安全評価を行っており、安全に処分ができるとの結論を得ています。その上で、諸外国における深度に関する検討状況等を考慮し、地下300mが最小限必要な深さとして最終処分法で規定されています。</li> <li>なお、地表の生活環境から距離を取る意味がありますが、深ければ深いほど良いというものではありません。深くなれば地温の上昇により人工バリアの緩衝材が変質する恐れがあるからです。300m以深における適切な処分深度については、処分場の候補となる地域の地質環境特性等を鑑みて設定します。</li> </ul> <p>Q 2 :</p> <p>ガラス固化体の放射能は時間とともに減少するとの説明があったが（P 8）</p> <p>放射能の危険レベルは何ベクレルで、危険レベル以下になるまでには何年かかる見込みなのか？</p> <p>A 2 :【製造直後の放射能は約2万テラベクレルで、1, 500 Sv/hの放射線を出します。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガラス固化体1本当たりの放射能は、製造直後は約2万テラベクレル（※）と非常に高いですが、50年冷却すると固化直後の約1/5になります。1000年後には約1/3, 000、数万年後にはガラス固化体1本分に相当する原子燃料の製造に必要な量の天然ウラン鉱石と同程度の放射能にまで減衰します。10万年後には約1/30, 000になります。</li> <li>（※）テラベクレル：ベクレルは、放射性物質が1秒間に崩壊する原子の個数（放射能）を表す単位。テラベクレルは1兆ベクレル。・ ・</li> <li>強い放射線であっても、厚い鋼鉄やコンクリートによって遮蔽することができます。海外での再処理の結果、返還されたガラス固化体は、現在も日本原燃（株）「高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター」では安全に貯蔵されています。</li> </ul> <p>Q 3 :</p> <p>ガラス固化体貯蔵施設は計画中ですか？稼動中ですか？</p> <p>A 3 :【ガラス固化体は青森県六ヶ所村、茨城県東海村の専用施設で安全に保管されています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、国内において約2,500本のガラス固化体が存在し、青森県六ヶ所村にある日本原燃</li> </ul>

<p>の保管施設（海外返還分1,830本、再処理工場試運転に伴い346本）、茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構（JAEA）の保管施設（354本）において、それぞれ安全に貯蔵されています。</p>
<p>Q4：</p> <p>「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」の中にある「現時点では」の解釈はどうなっているのか。約四半世紀経過したが、試験研究はどれくらい進んでいるのか。</p>
<p>A4：【NUMOの技術能力は国際的にも信頼がおけると評価されています。技術的信頼性の更なる向上に向け、国・関係機関と連携して取り組んでまいります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NUMOでは、技術レポート（包括的技術報告書）を作成し日本原子力学会へレビュー審査をしてもらった後、2021年2月に報告書として取りまとめました。国内の原子力学会だけでなく、国際的なレビューも受けています。レビューの結果、「NUMOが十分包括的にセーフティケースを作成したことを認める」であるとか「サイト評価に使用される方法論とツールを含めて国際的な慣行と整合するセーフティケースの開発能力と成熟度を実証している」、また「日本の地質学的背景を考慮した上でその実現可能性の要素が実証された」といった評価を頂き、基本的にはレポートに書かれていることは信頼がおけると評価を得たものと認識しています。</li> <li>・さらに、諸外国でも事業は進んでおり、スウェーデンでは2024年10月に地上施設の建設が許可されています。フィンランドでは既に建設をしていて、操業のための申請をしており、フランスでは昨年に安全審査の申請を出しています。世界でも本格的に動いており、こういう国と、常にどのような検討をしているか情報交換もしています。</li> <li>・地層処分の技術的信頼性に対する国民の理解獲得のためにも、技術的信頼性、安全性の一層の向上のための対応は不可欠であると考えており、国民の皆様から信頼と安心を獲得、確保するべく、更にしっかりと取組を進めていきたいと考えています。</li> </ul>
<p>Q5：</p> <p>新聞で知るのでは北海道の大学の専門家によると異論を発言・指摘をしている。フクシマ原発の重大事故直後、放射能水が大量に流出した。（海に流出）想定外のことで処分地が、本当に大丈夫なのか住民として大変心配をする。特に、寿都・神恵内の沖合いが、処分候補の調査になっていることでウニ、アワビ、魚に放射能の悪エイキョウを心配する。（万一処分地の時）</p>
<p>A5：【引き続き丁寧な対話活動や、正しい情報発信に取り組めます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の皆さまに、ご不安やご懸念の声があることも十分承知しており、こうした声のひとつひとつお答えしながら、一層の対話活動を進めて参りたいと考えています。</li> <li>・また、処分場の建設までは文献調査、概要調査、精密調査を段階的実施しますが、その調査期間内に放射性廃棄物を持ち込むことは一切ありません。こうした中でも、事実と異なる風評が起りえる場合には、正しい情報に関する一層の国民理解や情報提供に取り組む所存です。</li> </ul>
<p>Q6：</p> <p>ガラス固化体の製造過程での品質管理について粗悪品によるもれの危険性を防ぐための製造・品質管理はどのような事を行っているのか？</p>
<p>A6：【再処理技術は確立されていますと考えています。また、専門の学会により品質管理の考え方が示されています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理技術については、フランスで操業中のラ・アーグ再処理工場で累計約3.8万トンの再処理実績があり、既に確立されています。また、六ヶ所再処理工場においても、ガラス固化を含め、再処理に関する技術的課題は解決されていると認識しています。</li> <li>・また、日本・原子力学会で検討されていた「地層処分対象放射性廃棄物の品質マネジメント～地層処分において必要と考えられる高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の機能と要件～（平成23年3月）」において、高レベルガラス固化体特性の重要度に応じた品質マネジメントの考え方が示されています。</li> </ul>
<p>Q7：</p> <p>地層処分において、地上の建造物への様々な影響は考慮しないのか？</p>

<p>A 7:【最終処分法の処分地選定プロセス及びその要件は、長期に安定的な地層を選定することを目的としています。地上施設については、今後策定される安全規制に依ることとなります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分法の処分地選定プロセス及びその要件は、地層処分の安全性を確保する上で必要な長期に安定的な地質環境を有する地下深部の地層を選定することを目的としたものです。</li> <li>実際に地上施設、地下施設を含めて処分場として一連の処分施設として建設・操業していく際には、原子力規制委員会の安全規制を満たす必要があり、最終的には、今後策定される安全規制において地上施設についてどのような規制となるのかに依ることとなります。</li> <li>なお、地下深部の地層が万年単位の期間の安全性を確保する話である一方、地上施設は操業期間50年程度の安全性に係る話であるため、安全確保の考え方は異なる部分もあると考えます。</li> </ul>
<p>Q 8 :</p> <p>ものを閉じ込める性質を利用するとあるが地中に処分する廃棄物を設置した後は、どのように管理するのか。地中の圧力で自然に埋まってしまふ、とじこめられるという理解をしてよいのか？あるいは、地下室、トンネルのように空間を保持するのか？</p>
<p>A 8:【原子力規制委員会が今後策定する規制を遵守するとともに、地域の皆さまに安心していただけるようなモニタリングも検討していきます】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地層処分は、廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、長期にわたる制度的管理（人的管理）に依らない方法として、地下深くの安定的な地層に廃棄物を埋設処分することで、人間の生活環境から隔離し、人間の生活環境への影響を及ぼさないようにする（十分におさえる）ことを目指すものです。したがって、人の手による能動的な管理を継続的に行うことは想定していません。いずれにせよ、原子力規制委員会が今後策定する安全規制を遵守していくこととなりますが、埋め戻し（閉鎖）までの間は常にモニタリングを行い、問題がないか監視するとともに、埋め戻し後の取り扱いについても、地域の皆様に安心いただけるよう、地域の方々と相談しながら対応を進めてまいります。</li> </ul>
<p>Q 9 :</p> <p>ガラス固化体の機械的、物理的強度は？</p>
<p>A 9:【ガラス固化体の落下衝撃試験が行われています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動力炉・核燃料開発事業団（現 JAEA）において、ガラス固化体の落下衝撃試験が行われています。具体的には落下高さ（17m、9m）、落下姿勢（正立、斜正立および水平）、被衝撃体（落下緩衝台上、ピット受台上およびピット受け台ガラス固化体上）を変えて実施した結果、①ガラス固化体の損傷は外観検査によると、容器の密封性に影響を与えるものではなかった、②ガラス固化体の変形は落下姿勢により異なり正立、斜正立落下ではスカート部の直径が増加した、③保管ピット受台の緩衝体は落下衝撃力を吸収し、ガラス固化体を衝撃力から保護するものと考えられる、という結果が取り纏められています。</li> </ul>
<p>Q 10 :</p> <p>最終処分場はガラス固化体40,000本以上埋設できるとあるが、今後、何年分の埋設量の想定しているのか？</p>
<p>A 10:【全国の原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理後に生ずる高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）を4万本以上埋設できる施設を全国で1ヶ所つくる計画です。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の原子力発電所の稼働状況にもよりますが、現行計画では、全国の原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理後に生ずる高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）を4万本以上埋設できる施設を全国で1ヶ所つくることを想定しています。</li> <li>現在、ガラス固化体約2,500本と使用済燃料約20,000トンが既に存在しています。この使用済燃料をすべて再処理すると、今あるガラス固化体と合わせ、約27,000本相当のガラス固化体が存在することになります。将来の原子力発電所の稼働見込については今後の議論になりますが、100万kW級の原子力発電所を1年間稼働した場合、約20～30本のガラス固化体が発生することになります。現在、14基の原子力発電所が稼働しているため、年間約300本のガラス固化体が発生していることとなります。したがって、4万本に達</li> </ul>

<p>するまでは、将来の原子力発電所の稼働数にもよりますが、数十年はかかると考えています。</p>
<p>Q 1 1 : 地下に施設が設置されるとの事だが、海面下なのか、陸地の地下なのか。それぞれ技術的な課題がちがうように思うが、説明において分けられたお話をききたい</p>
<p>A 1 1 :【沿岸海底下への地層処分については国の研究会においてその技術的可能性があることが示されています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地層処分については、陸地の地下、海底下いずれでも技術的に実現可能であるとされています。</li> <li>・特に沿岸海底下での地層処分については、2016年に国の研究会で検討が行われ、「段階的な処分地選定調査、工学的対策および安全評価を適切に行うことによって、安全に地層処分を行うことは技術的な実現可能性はある」とされています。</li> <li>・なお、スウェーデンの低中レベル放射性廃棄物処分場は、沿岸海底下（水深約5m、海底下約50m）に設置されています（1988年より操業中）。</li> </ul>
<p>Q 1 2 : 調査地区の海域は「再エネ海域利用法」における洋上風力発電の「有望な区域」と重なっている。風力タービンは、海底に約40mのモノパイルを打ち込む施行を行う場合等があるが、風力タービンの直下における地層処分は問題ないのか？「避ける場所」には該当しないのか？</p>
<p>A 1 2 : 地下の利用状況は、文献調査における避ける場所の基準には該当しません。</p>
<p>Q 1 3 : 泊原発には何トンの使用済燃料が貯蔵されていますか？</p>
<p>A 1 3 : 2024年11月末時点での使用済燃料の貯蔵数は、1号機、2号機および3号機合計で981体です。</p>
<p>③文献調査報告書の内容関連</p>
<p>Q 1 : なぜニセコ、雷電火山群から15kmとした15kmの根拠は。断層は突然できることもあるのではないのか。</p>
<p>A 1 : ・火山には中心となる主な火山と側方へ分岐するものがあります。全国の火山を調べるとこの主な火山と側方に分岐したものの距離は大半は数kmで15km以内に90%強が入ります。このような範囲を将来マグマが出てくるような範囲としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断層活動は、地下の強度の弱い場所や力の強くかかっている場所で生じる傾向があるため、何も兆候がないところに新たな活断層が発生する可能性は低いと考えられます。</li> <li>・なお、概要調査以降では、地表踏査、反射法地震探査、空中磁気探査など、種々の調査手法を組み合わせて活断層などのリスク要因を抽出し、その場所を避けるなどの対応していくこととなります。</li> </ul>
<p>Q 2 : 温暖化で海水上昇がある。海岸浸食の可能性はある。（太平洋上の諸島は浸食されている）（このことは新聞で知る）北極・南極の氷がとけている。</p>
<p>A 2 :【温暖化により海水面が上昇しても、埋設した廃棄物への影響は少ないと考えられます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設した廃棄物が将来地表に著しく接近することを防ぐために、著しい侵食が想定される場所を避けますが、海水面は、世界的に約十万年周期で緩やかに上昇・下降を繰り返しており、過去現在よりも最大150メートルほど低かったことが知られているため、海岸付近を中心に、この海面の低下に応じた侵食を想定しています。温暖化による海面上昇量は、この低下量よりも小さいと考えられ、さらに侵食ではなく土砂の堆積を促進するので、影響は少ないと考えられます。</li> </ul>
<p>Q 3 : 海底も概要調査エリアとなっているが、そもそも海底を最終処分場の対象とするのは誤りであり、即調査区域から除外すべきであると考えますが？2024年1月1日に発生した能登半島地</p>



震は海の情報を一変させた。地震が予知できなく活断層の動きも予測できないなかで、地層処分は乱暴であり、地層処分はやめるべきではないか

A 3 :

- ・沿岸海底下での地層処分については、2016年に国の研究会で検討が行われ、「段階的な処分地選定調査、工学的対策および安全評価を適切に行うことによって、安全に地層処分を行うことは技術的な実現可能性がある」とされています。NUMOとしては概要調査地区の候補として海岸から15km内の大陸棚としています。神恵内村の大陸棚は海岸から8～10km度であり、その部分を概要調査地区の候補として考えています。なお、スウェーデンの低中レベル放射性廃棄物処分場は、沿岸海底下（水深約5m、海底下約50m）に設置されています（1988年より操業中）。
- ・能登半島地震が起きた場所では多くの活断層が知られていました。能登半島地震では、地殻流体※が引き金となって既存の断層が活動したと考えられています。従って既存の断層について、現在の300m以深の断層面などの避けるべき基準を用いて評価するとともに、地殻流体についての情報を整理しています。
- ・活断層については、断層の処分場への直撃を避ける観点から300メートル以深の断層面などを避けます。
- ・地震の揺れについては、廃棄体の埋設後の影響は、一般論として、地下での揺れが地表付近と比較して小さくなる（1/3から1/5程度）ことや、廃棄体と岩盤と一緒に揺れることから、地下深部の処分施設に地上と同程度の大きな影響が及ぶことは考えにくいとされています。その上で、処分場を設計していく際には、地震の影響も考慮します。

※地球表面を構成する地殻に含まれる流体（液体と気体が混ざったもの）で、地下水は地殻流体の一種です。

Q 4 :

引用した全文の詳細（リスト）を説明すべきと思う。数ではなく（P22）。評価に何を引用したのか？

A 4 : 【報告書の巻末に引用文献リストを掲載しています。】

- ・具体的には、研究機関が公表している地質図や報告書、地温などのデータ、研究者による論文、北海道電力の調査結果などです。

Q 5 :

- ・磯谷溶岩は岡村教授の調査により第四紀火山であり地層処分技術ワーキンググループ委員の下司教授も第四紀火山として扱うべきとして、磯谷溶岩は除外対象としているにもかかわらず、文献調査すらしていないのはどうしてか？除外して再度文献調査すべきではないか？概要調査に入るべきではない。
- ・10月16日、火山学会で発表した調べた文献はだれでも集収できるもの。「口頭で発表したもので残っていない。少さいを調べたいと思っているが調べられない」と答えてますが、岡村論文は、文献としてHPに掲載されている。誰でも文献は集収できます。きちんと調べれば口頭ではなく文章で残っています。調べて下さい。都合が悪いから明らかにしないのではないのか？

A 5 : 【ご指摘の岡村名誉教授による報告の内容では、避ける場所の基準に該当するかはまだ不確かであると考えています。引き続き確認に努めたいと考えます。】

- ・文献調査では、学術論文など「品質が確保され一般的に入手可能な文献・データ」を用いています。ご指摘の北海道教育大学岡村聡名誉教授による報告については、学会で口頭発表されたものであり、現時点で、論文などになっていないと認識しています。引き続き、新たに公表される論文等の把握に努めます。
- ・また、避ける場所の基準に照らした評価としては、年代のみならず、火山活動の中心であったか否か等を確認する必要があると考えています。
- ・概要調査に進むこととなれば、そこでしっかり確認したいと考えています。

Q 6 :

マグマが確認できている時点でマグマの中にガラス固化体を放り込んで処分できないのか。

A 6 : マグマの貫入と噴出により、埋設したガラス固化体が地表に出てくることを避けるために、

「噴火」の避けるべき基準に照らして該当する場所は避けます。
<p>Q 7 :</p> <p>第四紀未固結堆積物とは具体的に説明して下さい。第四紀の未固結堆積物の調査文献が少ないのはなぜ</p>
<p>A 7 :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未固結堆積物とは砂、泥、火山灰など固結していない堆積物にことでトンネルを掘るには適切ではない地層です。第四紀は地質学において一番若い時代の区切りであり今から約260万年前より後の時代のことです。一般的に若い時代の方が固結度が低くなります。</li> <li>・300m以深に分布しているかを調査しました。もともと、300m以深についての岩盤の調査結果が少ないこと、深い場所には未固結堆積物が少ないことから、文献も少なくなっています。</li> </ul>
<p>Q 8 :</p> <p>地下300m以深に約19,000トンの負荷を与えて地層に影響はないのか?</p>
<p>A 8 :【一般的に影響がないことを確認しています。具体的な場所の条件でも確認していきます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ガラス固化体約2,500本と使用済燃料約20,000トン（説明会開催時点では、前年度データに基づき、約19,000トン）が既に存在しています。この使用済燃料をすべて再処理すると、今あるガラス固化体と合わせ、約27,000本相当のガラス固化体が存在していることになります。現行計画では、ガラス固化体を40,000本以上埋設できる施設を1カ所作ることに対応する方針です。</li> <li>・ガラス固化体40000本（重量としては約2万トン）を埋設することによる、地層への影響、地表の人間の生活環境への影響を、場所を特定しない一般的な条件で評価し、地盤の安定性を含めて、問題がないことを確認しています。</li> <li>・処分地選定調査に伴い、具体化な場所の条件でも確認していきます。</li> <li>・会場ではTRU廃棄物の埋設量の19000m<sup>3</sup>と理解して回答しました。こちらの場合も一般的に影響がないことを確認しています。具体的な場所の条件でも確認していきます。</li> </ul>
<p>Q 9 :</p> <p>空中からの探査について、ヘリコプターを使って行うことはわかりますが、具体的にどのように行うのか、何を調べるのか。</p>
<p>A 9 :</p> <p>【空中で電磁波を発生させ地下からのそれへの応答を測定して地下の岩盤などの状況を大局的に調べるものです。】</p>
<p>Q 10 :</p> <p>地下水については緩やかであろうと、水質のpHがどうであれ、地下水があるだけで危険ではないか</p>
<p>A 10 :【地下深部には地下水があることを前提として安全性を確認しています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地層処分事業が先行しているフィンランドやスウェーデンにおいても地下水がある場所に処分することを計画しています。</li> <li>・日本に限らず、ほとんどの地域に地下水は存在します。地層処分の観点からは、地下水の有無よりも、その地下水がどの程度の速さで流れているかが重要な評価のポイントになります。</li> <li>・一般的に、地下深くでは岩盤が水を通しにくく、また水を通そうとする力も小さいことから、地下水の流れは1年間に数ミリメートル程度と非常に遅いことが確認されています。文献調査、概要調査、精密調査の段階的な処分地選定調査の中では、地下水の流れがより緩やかな場所を絞り込んでいくことになります。</li> </ul>
<p>Q 11 :</p> <p>日本では長年にわたり、地層処分の研究を行っている。（全国で2箇所あり、そのうち1箇所は幌延です）その日本での研究により、どのようなことがわかってきたのか？深さや土質のちがいによる地層処分の適地判断など研究によりわかってきた日本特有の内容はありますか？</p>
<p>A 11 :</p>

- ・日本の代表的な種類の岩盤について300m以深を実際に調査して、それまでに整理してきた、地質や岩盤・地下水などに関する知見や地上から地下へという段階的な調査方法などを確認できました。既往の調査が少ない、日本の300m以深の岩盤の地層処分特有の特性について、本格的な調査結果が得られたと考えられます。
- ・幌延深地層研究センターについては、高レベル放射性廃棄物の地層処分の技術的な信頼性を実際の深地層での試験研究等を通じて確認することを目的に、平成13年より地層処分技術に関する研究開発を行っています。
- ・これまで、大深度の水平地下空間を安全に掘削し維持する技術や地下空間を活用しながら大深度の地質環境を調査評価する技術を確立してきました。現行の研究計画では、令和10年度まで研究を続けることになっており、実際の地質環境における人工バリアの適用性確認、処分概念オプションの実証といった研究課題に取り組んでいます。

(2) いただいたご意見

安全を保守的に考えた場合、寿都、神恵内は明らかに不適地である。即刻やめるべきである。
地下に10万年もの長い間保存しつづけることは、火山列島日本ではやめるべきです
NUMOは処分地ありきで事を進めないで下さい。日本は100年間を見ても大地震・大津波が10数回起きている。1000年に1度と言われる東日本大震災がある。自分として処分地は山の中がよいと思うのです。海底断層の有無、沖合い（海側）が処分地なら出水が大量になる工事費がかかる。
新たなエネルギーを推進すべきと思います ⇒（補足）ご意見につきましては、下記（3）国への質問とその回答A1を参照ください。
・交通安全、防犯キャンペーンへの協力 ・子どもSOSステーション ・「海岸クリーン大作戦」への参加 ・「町民花いっぱい運動」への参加 ・ごみ拾い運動への参加 ・スポーツイベントへの参加 ・「交流室」としてリニューアル ・交通安全運動への参加 ・海岸清掃への参加 ・村の行事への参加 上記は地域に入り住民と仲良し、反対意見を封じる戦略は泊原発の時と同じ やめるべき
これからの日本にかかわることなので、寿都町・神恵内村だけで進めるのは間違い。寿都町民、神恵内村民に将来消すに消せない十字架をせおさせる結果になる。
○交付金などお金で地域住民を巻きこみことは止めて欲しい。 ○「対話の場」で地域住民を懐柔・籠絡するのは止めるべき!!
特に、神恵内村の陸地にはほとんど概要調査する●●がなく、海底が●●概要調査は無謀で調査を中止すべきである。
少なくとも質問者がHP以外に紙ベースで公表すべき。説明会を実施した自治体に質問者に配布できる相当部数をおくべきである。
電力会社からの拠出金で運営している原子力発電環境整備機構が本質的な安全性を求めながら調査をしているのは考えられない。
2021年10月13日、岡村聡（元北海道教育大学）在田一則（北海道自然保護協会）田中実（元北海道教育大学）3氏の連名で地質学的視点より、両地域での地層処分場建設には重大な問題を含んでいると「寿都町・神恵内村は地質的特徴から核のゴミの地層処分に不適地です」として、寿都町、神恵内村における文献調査の撤回・再考を強く求めると賛同者63名の各大学の教授・教師等が問題を指摘している。こうした文献をなぜ報告書に取り入れないのか。概要調査に進むことなく、文献報告に取り入れ、核ゴミ処分場建設に進むべきではない。 ⇒（補足）ご意見につきましては、上記（1）いただいた質問票とその内容③文献調査報告書の内容関連のA5を参照ください。
専門家の教授などが神恵内村、寿都町は敵地ではないとしているのになぜ敵地でないという場所をゴミ処分地と選定して、概要調査へ進もうとするのですか。文献調査報告書の説明会では説明が長く質問時間が非常に短い、これでは説明会ではなく、一方通行の報告会だ。質問した意見にはありがとうございますと、丁寧に、さも、質問に答えるかのようにして自説を展開するだけで、質問の答えになっていない。1問1答で分かるような説明をしてください。専門家

が、何度も神恵内村や寿都町を敵地ではないと指摘しているのに、なぜだめだという場所を核のゴミ処分場に進む概要調査にまで進もうとするのか。

⇒（補足）ご意見につきましては、上記（１）いただいた質問票とその内容③文献調査報告書の内容関連のA5を参照ください。

説明会での意見、質問は概要ではなく主旨をたがえることなく正確に説明会終了後報告書に記載すること。上記報告書は開催自治体にも送付すること

一方的な説明会はやはり？説明ポイントだけにして、質疑応答が主となる時間配分が望ましいと思います

### （３）国への質問とその回答

Q1：

高レベル放射性廃棄物のガラス固化体の技術は確立しておらず、核燃料サイクルは破綻しており、これ以上核廃棄物を産み出さない政策が先ではないか？

使用済核燃料の処理の目途すらたらず、核燃料サイクルも失敗つづき、原発エネルギー依存はやめるべき

A1：【安全性の確保を大前提に原子力発電を活用していく方針です。核燃料サイクルの推進を基本的方針としています。】

・我が国のエネルギーを巡る状況は、ロシアによるウクライナ侵略以降、大きく変化しています。また、DXやGXの進展による電力需要の増加も見込まれています。こうした中で、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していくためには、原子力は、再エネとともに、脱炭素電源として重要であり、安全性の確保を大前提に、最大限活用するのが、政府の方針です。

・我が国は、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としています。一方で、核燃料サイクルについて、六ヶ所再処理工場の竣工遅延などが続いてきた現状を真摯に受け止め、直面する課題を一つ一つ解決することが重要です。特に、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでいきます。

Q2：

地層処分を含む、バックエンドの問題は喫緊の課題です。概要調査については、国主導で全国を対象に実施すべきではないでしょうか。（明らかな不適地（火山の近くなど）は除く）手上げを待ちそれから順次調査を行っていくというのでは、いつまで経っても処分場はできないと思います。

地方自治体が手を上げ文献調査などをしていくこの流れはまちがっている。国が10万年以上保存できる場所を科学的根拠をもって決め、その地域の方々と十分に話し合って進めるべき

A2：【「科学的特性マップ」を公表し、国民理解を深めるための対話活動に活用してきたところです。関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んでまいります。】

・既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていただきたいと考えています。このため、2017年に、地層処分を行う場所を選ぶ際にどのような科学的特性を考慮する必要があるのか、それらは日本全国にどのように分布しているか、といったことを俯瞰できる「科学的特性マップ」を公表し、国民理解を深めるための対話活動に活用してきたところです。

・文献調査地域拡大に向け、国が積極的に働きかけていくことは重要であると認識しています。こうした観点から、最終処分の必要性等についてご理解をいただくべく、対話型全国説明会などの従来の全国理解活動に加え、一昨年より全国自治体首長を訪問する「全国行脚」開始したところであり、これまで180以上の自治体を訪問させていただきました。

<p>・最終処分は長期にわたる事業であり、地域の皆様のご理解を得ながら進めていくことが重要であると考えています。引き続き、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んで参ります。</p>
<p>Q3： 文献調査だけでは、概要調査で特に確認する事項が多いことから、「概要調査までをセット」とすることが必要と考える。この結果も得てから、次に進むかどうかを判断した方が有効である。このため法定プロセスの見直しをした方が良い。</p>
<p>A3：【長期に安定的な地質環境を有する場所を段階的に絞り込んでいく上で、3段階の調査が必要と考えています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分法には3段階のステップとして、文献調査、概要調査、精密調査が組み込まれています。この中で、技術的に長期の安定性を確保できる場所を絞り込んでいくものであり、このプロセスは必要と認識しています。</li> <li>・文献調査では、「文献調査段階の評価の考え方」に基づき、既存の文献・データから、明らかに適性がないと考えられる場所を避けることとしましたが、十分な文献が無く評価できなかった場所があることも事実であり、こうした点については、概要調査でしっかりと調査をしていく必要があると考えています。</li> </ul>
<p>Q4：核ゴミに関しての交付金が隣々接の共和町、岩内町にも交付する理由は。札束で文献調査地を探すのはやめるべきではないのか。</p>
<p>A4：【国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくべく、交付金制度を設けています。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分事業は長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要であり、このためには、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要です。また、こうした地域に、国民共通の課題解決という社会全体の利益を持続的に還元していくべく、国は、文献調査段階から、電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金を交付しています。</li> <li>・最終処分は長期にわたる事業であり、地域の皆様のご理解を得ながら進めていくことが重要であると考えています。引き続き、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んで参ります。</li> </ul>
<p>Q5：○文献調査を行う自治体のみでの実施は困難で少なくとも近隣自治体の意見も反映すべきではないか。○人口が少ない自治体へのアクションはやめるべきではないか</p>
<p>A5：【その意に反して先に進むことはありません。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、仮にいずれかが反対ということであれば、その意に反して先へ進むことはありません。</li> </ul>
<p>Q6：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国で最終的に1箇所しか対象とならないならもっと多くの自治体が調査を行っても良いと思うが、手挙げする自治体が少ないのはどのような理由が考えられているのか。</li> <li>・核の最終処分場の必要性につて、国民の理解度が低すぎる。問題の深刻さを理解してもらえようような努力をしているのか？</li> <li>・最終処分場候補に自治体が手を挙げるのを待ってたのでは動きが遅すぎるのではないかと？日本全国の中で最終処分場により適している土地を探し出し、国が積極的に働きかけるなど、今までと違った候補内選定の手法はないのか</li> </ul>
<p>A6：【「科学的特性マップ」を公表し、国民理解を深めるための対話活動に活用してきたところです。関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んでまいります。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に廃棄物が発生している以上、最終処分場は全国のどこかに必ず作らなければなりません。</li> </ul>

原子力発電を利用してきたあらゆる世代・地域の方々に、この問題に向き合っていたいただきたいと思います。このため、2017年に、地層処分を行う場所を選ぶ際にどのような科学的特性を考慮する必要があるのか、それらは日本全国にどのように分布しているか、といったことを俯瞰できる「科学的特性マップ」を公表し、国民理解を深めるための対話活動に活用してきたところです。

- 文献調査地域拡大に向け、国が積極的に働きかけていくことは重要であると認識しています。こうした観点から、最終処分の必要性等についてご理解をいただくべく、対話型全国説明会などの従来の全国理解活動に加え、一昨年より全国自治体首長を訪問する「全国行脚」開始したところであり、これまで180以上の自治体を訪問させていただきました。
- 最終処分は長期にわたる事業であり、地域の皆様のご理解を得ながら進めていくことが重要であると考えています。引き続き、関係住民の皆様や国民の皆様のご理解を得るべく、国が前面に立って取り組んで参ります。

Q7:

地域への説明プロセスを各段階で行うとされているが、長期間と想定されると思うが、市町村長、知事が交替し、意見が変わる事もありえるが、その時々市町村長、知事の意見を聞いて、中止や続行を決めるのか。相当にプロセスが進んでもストップするのか。また市町村合ぺいにより地域の範囲が変わると思うが、再度プロセスをふむのか。

A7:【経済産業大臣より「その意に反して先へ進むことはない」と説明しています。】

- 最終処分法では、「概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない」と規定されており、経済産業大臣より「その意に反して先へ進むことはない」と説明させていただいています。
- なお、知事と市町村長は、その時々民意を踏まえて判断されるものと認識しており、国としてその判断を最大限尊重することになります。このため、プロセスを再開するかどうかも含め、その時々地域の意向を確認することが大前提であると考えています。

※ 会場で質問票にご記入いただいたご質問やご意見は、誤字や脱字も含めて可能な限りそのまま転記を行い、再現しています。

以上